

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 3 年 8 月 24 日 (火曜日)

定期 第 234 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料  
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部 三、七四円(消費税及び地方消費税込み)

発行  
横浜市中央区日本大通一  
神奈川県政策局政策部政策法務課  
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷  
横浜市鶴見区矢向三一一五―二七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

目次	ページ		
○告示		の解除 (環境農政・大気水質課)	467
土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定 (環境農政・大気水質課)	467	○公告	
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (2件) (環境農政・大気水質課)	467	公共測量の実施通知 (5件) (県土整備・建設業課)	468
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定		公共測量の終了通知 (3件) (県土整備・建設業課)	468
		開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	469
		開発行為に関する工事の完了 (県西土木事務所)	469

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

## 告 示

### 神奈川県告示第557号

土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域 (以下「要措置区域」という。) を次のとおり指定する。

令和 3 年 8 月 24 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 要措置区域  
座間市ひばりが丘四丁目5, 662番の一部 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
六価クロム化合物
- 3 講ずべき指示措置  
地下水の水質の測定

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部大気水質課及び神奈川県県央地域県政総合センター環境部環境保全課において一般の縦覧に供する。)

### 神奈川県告示第558号

土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を次のとおり指定する。

令和 3 年 8 月 24 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 形質変更時要届出区域  
座間市ひばりが丘四丁目5, 694番の一部 (次の図に示す部分に

限る。)

- 2 土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

ほう素及びその化合物

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部大気水質課及び神奈川県県央地域県政総合センター環境部環境保全課において一般の縦覧に供する。)

### 神奈川県告示第559号

土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を次のとおり指定する。

令和 3 年 8 月 24 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 形質変更時要届出区域  
愛甲郡愛川町中津字桜台4, 031番 1 の一部 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部大気水質課及び神奈川県県央地域県政総合センター環境部環境保全課において一般の縦覧に供する。)

### 神奈川県告示第560号

土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第 2 項の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域について同条第 1 項の指定を解除する。

令和 3 年 8 月 24 日

この公報は再生紙を使用しています

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
海老名市本郷字新宿220番4の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 2 土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壌汚染の除去  
(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部大気水質課及び神奈川県央地域県政総合センター環境部環境保全課において一般の縦覧に供する。)

公 告

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神奈川県藤沢土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和3年8月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類  
公共測量(基準点測量及び現地測量)
- 2 測量の地域  
鎌倉市の一部
- 3 測量の期間  
令和3年8月1日から同年9月30日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神奈川県藤沢土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和3年8月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類  
公共測量(基準点測量、路線測量及び地形測量)
- 2 測量の地域  
一級河川相模川水系小出川(茅ヶ崎市芹沢地先ほか)
- 3 測量の期間  
令和3年7月26日から同年11月30日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神奈川県横須賀土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和3年8月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類  
公共測量(基準点測量、現地測量及び路線測量)
- 2 測量の地域  
逗子市桜山七丁目地内
- 3 測量の期間

令和3年7月19日から同年10月29日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神奈川県平塚土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和3年8月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類  
公共測量(用地測量)
- 2 測量の地域  
秦野市栢窪地内
- 3 測量の期間  
令和3年6月25日から同年8月31日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、開成町長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和3年8月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類  
公共測量(数値地形図修正(地図情報レベル2,500(6.55km<sup>2</sup>)))
- 2 測量の地域  
足柄上郡開成町全域
- 3 測量の期間  
令和3年7月6日から同年11月30日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神奈川県横浜川崎治水事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。

令和3年8月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類  
公共測量(基準点測量及び路線測量)
- 2 測量の地域  
横浜市港北区及び都筑区
- 3 測量の期間  
令和3年1月29日から同年6月30日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神奈川県平塚土木事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。

令和3年8月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類  
公共測量(基準点測量及び路線測量)
- 2 測量の地域  
秦野市南矢名地内

3 測量の期間  
令和 2 年 12 月 18 日から令和 3 年 4 月 30 日まで

測量法第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、  
神奈川県藤沢土木事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了  
した旨通知がありました。

令和 3 年 8 月 24 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類  
公共測量 (基準点測量及び路線測量)

2 測量の地域  
一級河川相模川水系目久尻川 (高座郡寒川町宮山地先)

3 測量の期間  
令和 3 年 2 月 2 日から同年 6 月 30 日まで

都市計画法第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事  
の完了を次のとおり公告します。

令和 3 年 8 月 24 日

神奈川県厚木土木事務所長 森 谷 保

開発区域に 含まれる地 域の名称	綾瀬市上土棚北 3 - 375 の 7 及び 3 - 379 の 16 の一部
開発区域の 面積	2,363.57 平方メートル
開発許可を 受けた者の 住所	東京都杉並区西荻北 2 - 1 の 11
開発許可を 受けた者の 氏名	株式会社三栄建築設計 代表取締役 小池 信三
開発許可年 月日及び許 可番号 (変更許可)	令和 3 年 3 月 26 日 神奈川県指令厚土東第 610078 号 (令和 3 年 7 月 14 日 神奈川県指令厚土東第 610021 号)

都市計画法第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事  
の完了を次のとおり公告します。

令和 3 年 8 月 24 日

神奈川県西土木事務所長 笠 間 順

1

開発区域に 含まれる地 域の名称	南足柄市飯沢字清水海戸 384 の 1 ほか 3 筆の各一部 及び 384 の 2 ほか 4 筆
開発区域の 面積	949.04 平方メートル
開発許可を 受けた者の 住所	小田原市上新田 21
開発許可を 受けた者の 氏名	株式会社ホリホーム 代表取締役 堀内 聡
開発許可年 月日及び許 可番号	令和 2 年 12 月 25 日 神奈川県指令西土第 610032 号

2

開発区域に 含まれる地 域の名称	足柄上郡開成町延沢字中川原 686 の 1 ほか 2 筆及び 691 の一部
開発区域の 面積	1,160.61 平方メートル
開発許可を 受けた者の 住所	中郡二宮町一色 1,435 の 1
開発許可を 受けた者の 氏名	社会福祉法人一燈会 理事長 山室 淳
開発許可年 月日及び許 可番号 (変更許可)	令和 3 年 4 月 20 日 神奈川県指令西土第 610002 号 (令和 3 年 7 月 2 日 神奈川県指令西土第 610011 号)